

(資 料 4)

グローバル・フード・バリューチェーンの 構築について

平 成 2 6 年 4 月

農 林 水 産 省

目次

1. フード・バリューチェーンの構築について

- (1) フード・バリューチェーンの構築について
- (2) フード・バリューチェーン構築の政策上の位置付け
 - ・食文化・食産業のグローバル展開、FBI戦略の進化
 - ・食のインフラシステムの海外展開（経協インフラ戦略会議）

2. 日本の食品産業の海外展開について

- (1) 世界の食市場拡大
- (2) 日本の食品産業の海外展開状況
 - ・海外現地法人分布、海外現地法人数、日本の対アジア直接投資残高
- (3) アジア主要国における外資規制の概要（卸売業、小売業、物流業）

3. 国際動向について

- (1) EPA（経済連携協定）の状況
- (2) アセアンとのEPAの取組
- (3) TPP交渉の状況
- (4) 国際機関におけるグローバル・フード・バリューチェーン関連の議論

4. グローバル・フード・バリューチェーンの構築について

5. フード・バリューチェーン構築の取組事例

- ・アセアン、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、インド、アフリカ
- ・地方自治体

1. フード・バリューチェーンの構築について

(1)フードバリューチェーンの構築について

1. コンセプト

- フード・バリューチェーンの構築とは、農林水産物の生産から加工・製造、貯蔵、流通、消費に至る各プロセスで付加価値を高め連結することにより、食を基軸とする付加価値の連鎖・つながりを構築すること。
- 今後急速な成長が見込まれる世界の食市場を取り込み、官民が連携し、日本の食産業の海外展開等により日本の強みを活かしたフード・バリューチェーンの構築を推進。
- 進出先の実情に応じて、①生産者を起点とする六次産業化など上流から下流に向かって付加価値を高めてつなぐ、②外食、卸小売業者・物流業者等が起点となり下流から上流に付加価値を高めてつなぐ、③上流・下流双方から付加価値を高めてつなぐなど様々なタイプがある。

2. 意義

(1) 日本の食産業の海外展開と成長の促進

官民連携で健康安全・高品質等の日本の「強み」を活かしたフード・バリューチェーンの構築により、国内外の食市場を取り込み、日本の食産業の海外展開と成長を促進。

(2) 日本食をはじめとする食のインフラ輸出の促進

官民連携で日本の食産業の海外展開等によるフード・バリューチェーンの構築により、現地のコールドチェーン等の流通・販売網の構築や企業進出拠点の整備等を通じて、日本食をはじめとする食のインフラシステムの輸出を促進。

(3) 途上国の経済成長と農業・農村の所得増加への貢献

日本の食産業の投資と経済協力の連携等によるフード・バリューチェーンの構築により、農業の生産性向上、六次産業化、付加価値の増大、食品ロス削減等を通じて、途上国の経済成長と農業・農村の所得向上に貢献。

(2)フード・バリューチェーン構築の政策上の位置付け

○ 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) ⇒ 本年6月改訂予定

第Ⅱ. 3つのアクションプラン⇒

三. 国際展開戦略

2. 海外市場獲得のための戦略的取組

世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、【中略】、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、2020年に「インフラシステム輸出戦略」で掲げた約30兆円(現状約10兆円)のインフラシステムの受注目標を達成する。

①インフラ輸出・資源確保

「インフラシステム輸出戦略」を迅速かつ着実に実施する。

○ トップセールスの実行と官民連携体制の強化

○ 経済協力の戦略的な活用

○ 公的ファイナンススキームの充実

○ 先進的な技術・知見等を活用した国際標準等の獲得及び認証基盤の整備、新たなフロンティアとなる分野への進出支援

- ・ 医療、農業、宇宙、海洋等、新たなフロンティアとなる分野でのインフラシステム展開を支援する。

○ インフラシステム輸出戦略 ⇒ 本年5月改訂予定 (平成25年5月17日経協インフラ戦略会議決定)

第2章 具体的施策

4. 新たなフロンティアとなるインフラ分野への進出支援

(2)農業分野

- ・ 我が国の先進的な技術を活用した生産性が高く効率的で付加価値の高い農業インフラシステムの海外展開
- ・ 遺伝資源保存・提供システム及び植物品種保護システム構築の支援による我が国種苗産業の海外展開支援
- ・ 食品産業のグローバル展開と連携した途上国におけるバリューチェーン構築支援

○ 農林水産業・地域の活力創造プラン ⇒ 本年6月改訂予定 (平成25年12月10日官邸本部決定)

V 具体的施策

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

① FBI戦略による食文化・食産業のグローバル展開

「国別・品目別輸出戦略」に沿って、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを徹底しながら、FBI戦略による食文化・食産業のグローバル展開を推進

(Made BY Japan)

- ・ メディアや様々な外交機会の効果的活用等による日本の「食文化・食産業」の海外展開、経済協力(インフラ整備、人材育成等)と民間投資の連携によるバリューチェーン構築を支援
- ・ 在外公館も活用し日本産酒類を含む日本食文化の魅力を発信

○ 攻めの農林水産業推進本部とりまとめ(重点事項) (平成25年12月11日農水省本部決定) ⇒ 本年6月改訂予定

重点事項4: FBI戦略による輸出拡大

(1)目標

農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円に拡大する。

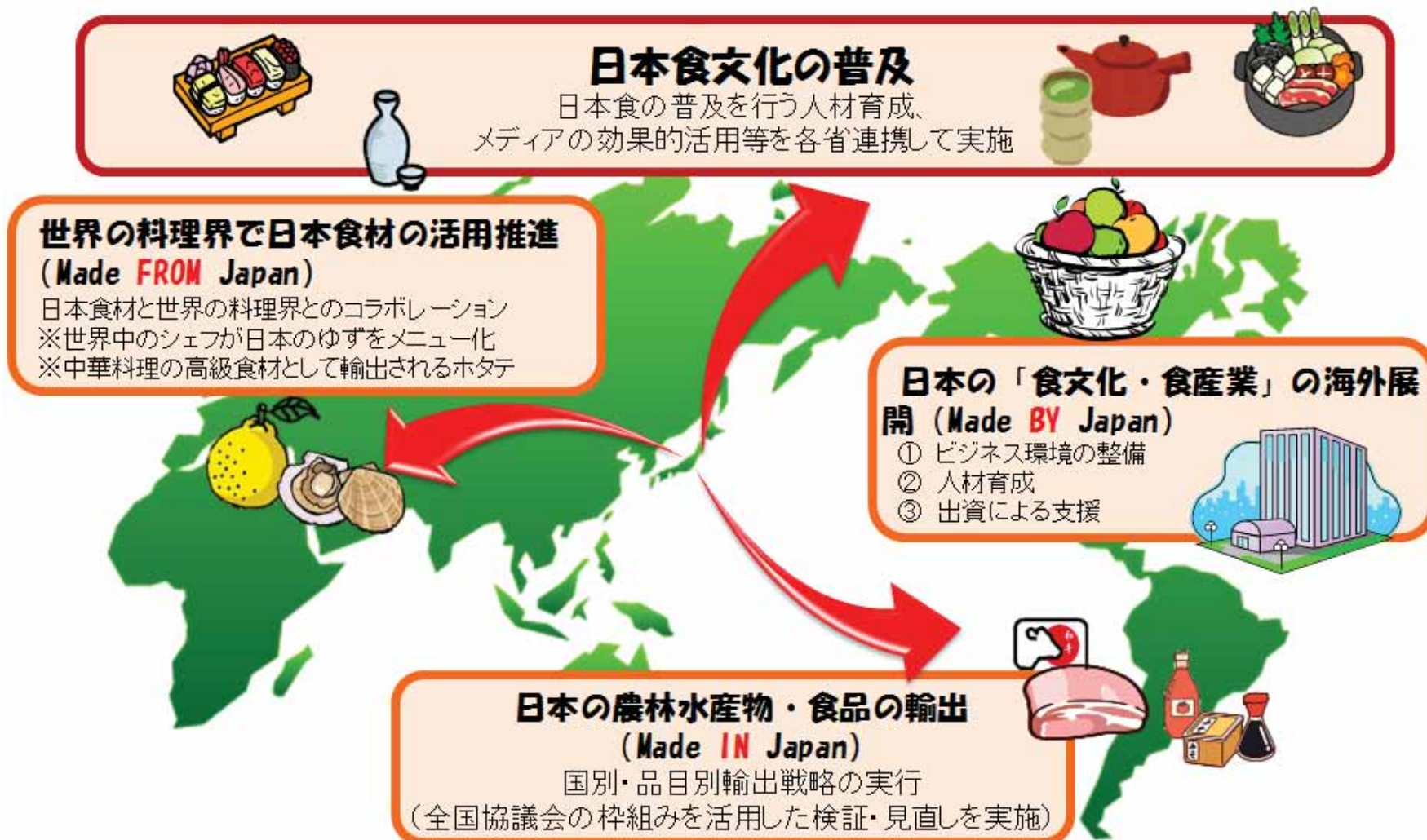
(2)具体的施策

③ 食文化・食産業のグローバル展開

- ・ 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(ATカーニー社の試算によると、今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- ・ 世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。
- ・ 経済協力と民間投資の連携による、農業インフラシステム輸出等を通じた海外におけるバリューチェーン構築支援。

～ 食文化・食産業のグローバル展開 ～

- 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- このため、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。



～ 食文化・食産業のグローバル展開に向けたFBI戦略の進化 ～

- 輸出1兆円目標(2020年)の達成に向け、PDCAを踏まえながら、国別・品目別輸出戦略を実行。
当面、7000億円(2016年)を中間目標として、達成を目指す。
- 本年は、①国別・品目別に分析した輸出環境整備の課題に関する事業者とのコミュニケーションや、②輸出支援をオールジャパンの取組に重点化し、品目別に輸出促進の司令塔となる団体の育成・支援等に取り組む。

以下についてPDCAサイクルを基本とし、ロードマップを示しながら実行

日本食・食文化の普及/世界の料理界で日本食材の活用
推進

(Made **FROM** Japan)

日本の「食文化・食産業」の
海外展開

(Made **BY** Japan)

日本の農林水産物・食品の
輸出

(Made **IN** Japan)

- 外国人調理師のビザ要件の緩和
- 日本版アペリティフの日の開催
- 日本食材を使うシェフの育成
- ASEANの主要大学と連携した食産業に係る現地人材の育成
- グローバル・フード・バリューチェーン戦略(総合戦略・地域別戦略)の策定
- 海外官民フォーラムの開催
- 海外の表示規制への対応
- インポートトレランスの設定やHACCP認定の促進等を含む輸出環境の整備
 - ・ 課題の優先順位や予見可能性についての事業者とのコミュニケーション
 - ・ PDCAを基本に「輸出環境整備レポート」(仮称)の作成・公表
 - ・ 輸出促進に向けたGLOBALG.A.P.の活用
- オールジャパンでの輸出に向けた商流の確立・拡大
 - ・ 輸出サポートのワンストップサービス化(ジェットロ)
 - ・ クールジャパンとの連携
- 輸出1兆円へのロードマップと進捗管理
 - ・ 輸出戦略の実行
 - ・ 戦略実行委員会の立ち上げ
 - ・ 品目別輸出促進団体の育成
- 輸出特区の検討

～ 食のインフラシステムの海外展開(経協インフラ戦略会議) ～

- 平成25年3月、我が国企業によるインフラシステムの海外展開、資源の確保、経済協力の政策支援の活用等の一体的な推進を図るため、内閣官房に「経協インフラ戦略会議」(議長:内閣官房長官)が設置。
- 平成25年5月、同会議は、2020年に約30兆円のインフラシステム受注を目標とする「インフラシステム輸出戦略」を策定。この中で、効率的で付加価値の高い農業インフラシステムの海外展開、食品産業のグローバル展開と連携した途上国におけるバリューチェーン構築支援等が主要分野の1つに位置付け。

経協インフラ戦略会議について

(1) 経緯

平成25年1月に開催された第1回産業競争力会議での総理指示を踏まえ、新たな閣僚会議「経協インフラ戦略会議」を設置。

(2) 目的

我が国企業によるインフラシステムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力(経協)に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図る。

(3) 構成員

議長:内閣官房長官

構成員:副総理兼財務大臣、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、経済再生担当大臣

議長が必要と認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。(農水省から農林水産大臣・副大臣が出席)

(参考) これまでの開催状況

第1回(平成25年3月):ミャンマー

第2回(平成25年4月):中東・北アフリカ

第3回(平成25年5月):基本的な方向性

第4回(平成25年5月):第5回アフリカ開発会議(TICAD V)及び
インフラシステム輸出戦略の策定

第5回(平成25年9月):「日本方式」普及のためのODA等の活用について

第6回(平成25年10月):インフラシステム輸出戦略のフォローアップ

第7回(平成25年11月):ASEAN連結性支援

第8回(平成26年1月):インド

第9回(平成26年3月):先進地方自治体による都市インフラ輸出

第10回(平成26年4月):①北米②これまでの成果と今後の課題

インフラシステム輸出戦略(抜粋)

(インフラ輸出、経済協力、資源の確保の一体的推進)

官民連携のもと、以下に示す施策を強力に推進して、企業が2020年に約30兆円のインフラシステムの受注(事業投資による収入額を含む。)することを目指す。

(新たなフロンティアとなるインフラ分野への進出支援)

日本の医療技術と医療機器等の国際展開や、我が国の効率的な農業インフラシステム等の海外展開、宇宙システムの活用による資源探査や国土管理、海洋インフラ技術を活用した海洋鉱物資源や再生可能エネルギーの開発及び海洋空間利用、クールジャパン戦略との連携など、新たなフロンティアとなる分野での展開を経済協力の政策支援ツールも活用して支援する。

(具体的施策)

(2) 農業分野

・我が国の先進的な技術を活用した生産性が高く効率的で付加価値の高い農業インフラシステムの海外展開＜農林水産省＞

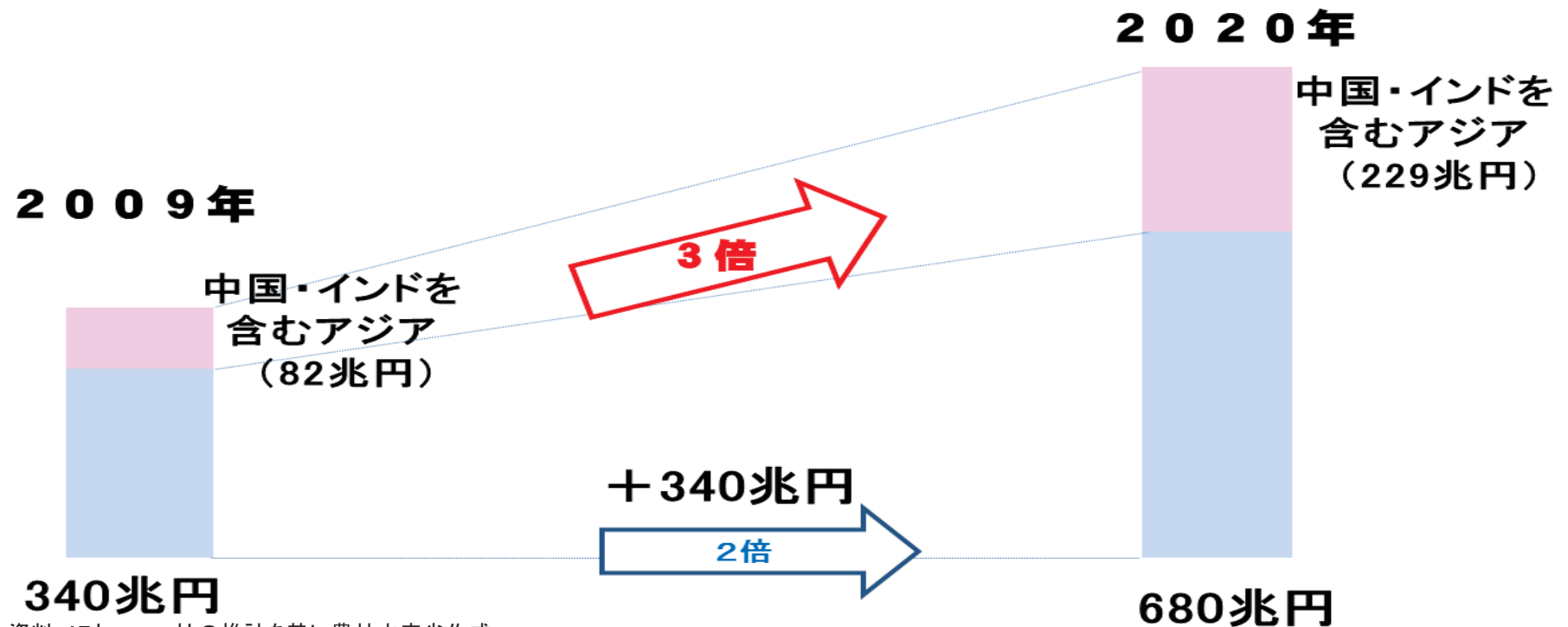
・遺伝資源保存・提供システム及び植物新品種保護システム構築の支援による我が国種苗産業の海外展開支援＜農林水産省＞

・食品産業のグローバル展開と連携した途上国におけるバリューチェーン構築支援＜農林水産省、外務省、JICA＞

2. 日本の食品産業の海外展開について

(1)世界の食市場の拡大

- 現在340兆円の世界の食の市場規模は、2020年には680兆円に倍増。
- 特に、中国・インドを含むアジア全体で考えると、市場規模は、2009年の82兆円に比べ、229兆円へと約3倍増。
- 日本の食産業の「強み」を活かして、今後成長が見込まれる世界の食市場を取り込み、世界の料理界での日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の食文化・食産業の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)の取組を一体的に推進。



資料: ATカーニー社の推計を基に農林水産省作成

注1: 2009年為替平均値である1ドル94.6円で換算

注2: 中国・インドを含むアジアとは、中国、香港、韓国、インド、ASEAN諸国の合計

注3: 市場規模に日本は含まない(日本は、58兆円(2009年)から67兆円(2020年)へと約1.2倍に拡大)

(2) 日本の食品産業の海外展開状況

- 我が国の食品産業の海外展開は、今世紀に入ってからアジア市場を中心に本格化し、アジアにおける現地法人数は、2012 年で**694社**となっている。
- しかしながら、国内法人数に対するアジアの現地法人数の比率をみると、食品製造業の割合は、その他製造業と比較して、**3分の1**と低い。

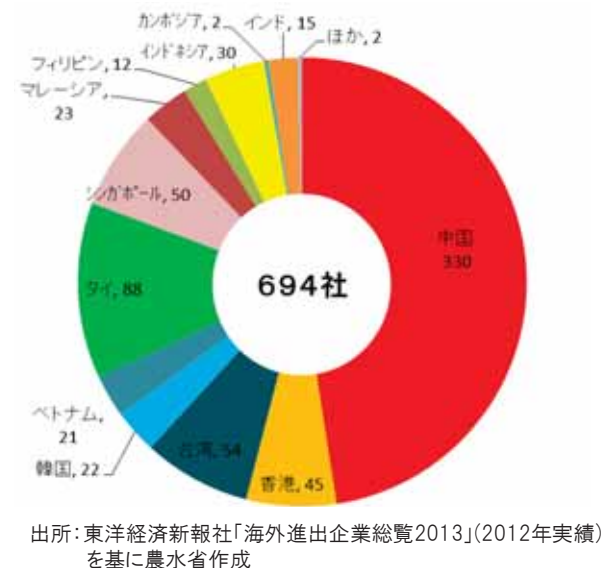
○食品産業のアジアにおける現地法人数（業種別）



	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
食料品製造業	329	327	357	379	387	404	401	413
飲食店	41	48	46	53	57	62	68	73
流通、貿易(物流倉)	163	179	174	156	168	187	198	208
計	533	554	577	588	612	653	667	694

出所：東洋経済新報社「海外進出企業総覧」を基に農水省作成
対象国・地域：中国、香港、シンガポール、台湾、韓国、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、ベトナム、バングラディシュ、インド

○食品産業のアジアにおける国別現地法人数(2012)



出所：東洋経済新報社「海外進出企業総覧2013」(2012年実績)
を基に農水省作成

○国内法人数に対する現地日系法人数の比率

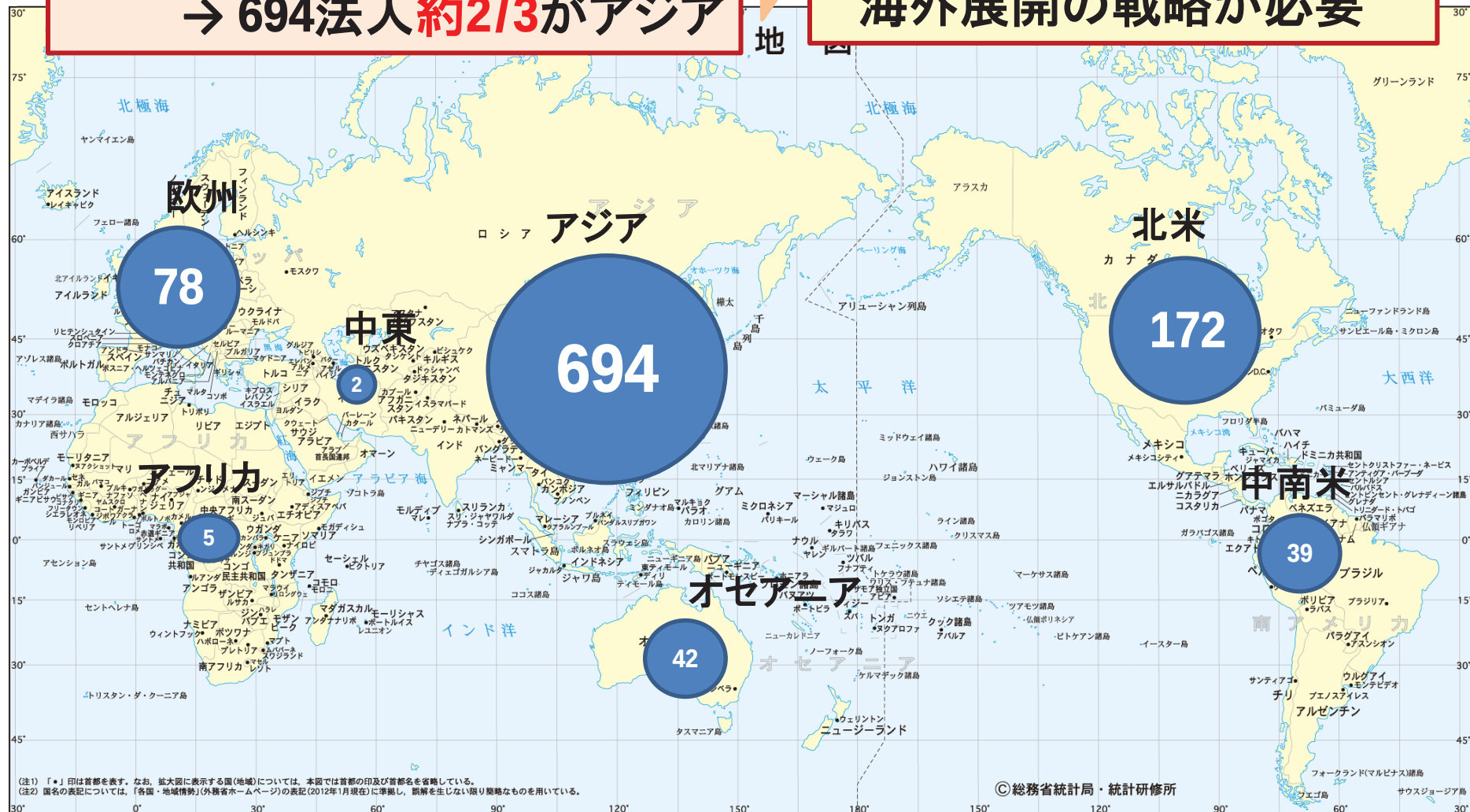
	国内 法人数(a)	現地日系法人数		比率	
		世界(b)	アジア(c)	(b/a)	(c/a)
食品製造業	33,621	474	401	1.4%	1.2%
その他製造業	199,565	9,369	6,831	4.7%	3.4%

出所：国内法人数は、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査
製造業(産業編)」を基に農水省作成
現地日系法人数は、東洋経済新報社「海外進出企業総覧」を基に農水
省作成

～ 日本の食品関連企業の海外現地法人分布（2012年） ～

全地域1032法人に対して
→ 694法人 **約2/3**がアジア

地域の状況に応じた
海外展開の戦略が必要



業種: 食料品製造、食料品卸売、小売(百貨店、スーパー)、飲食・外食

出所: 東洋経済 海外進出企業総覧2013をもとに農水省作成

～ 日本の食品関連企業の海外現地法人数（2012年） ～

	アジア	中国	中近東	ヨーロッパ	北米	中南米	アフリカ	オセアニア	世界計
食料品製造業	351 (4→12→17)	173	1 (0→0→0)	31 (0→0→2)	86 (0→1→2)	19 (0→0→0)	3 (1→0→0)	27 (2→1→2)	518
総合卸売	379 (15→20→9)	139	15 (0→1→0)	63 (0→1→1)	59 (1→2→0)	47 (1→0→2)	6 (0→0→0)	17 (0→0→1)	586
食料品卸売	109 (5→6→12)	50	1 (0→0→0)	36 (0→3→2)	54 (0→0→0)	20 (1→1→0)	2 (0→0→0)	12 (0→0→0)	234
百貨店	12 (0→0→0)	5	0 (0→0→0)	1 (0→0→0)	1 (0→0→0)	0 (0→0→0)	0 (0→0→0)	0 (0→0→0)	14
スーパー	29 (2→4→1)	15	0 (0→0→0)	4 (0→0→0)	5 (0→0→0)	0 (0→0→0)	0 (0→0→0)	1 (0→0→0)	39
専門店	68 (3→4→2)	23	0 (0→0→0)	15 (0→0→0)	12 (0→0→0)	0 (0→0→0)	0 (0→0→0)	3 (0→0→0)	98
飲食・外食	87 (10→11→4)	36	0 (0→0→0)	6 (0→0→1)	26 (2→1→2)	0 (0→0→0)	0 (0→0→0)	2 (0→0→0)	121
倉庫・物流関連	455 (15→24→17)	193	7 (1→0→0)	86 (0→0→1)	59 (1→2→0)	27 (1→2→2)	1 (0→0→0)	13 (1→1→0)	648
農林水産	34 (0→3→2)	8	0 (0→0→0)	7 (0→0→0)	11 (0→0→0)	24 (3→1→0)	3 (1→0→0)	24 (2→0→0)	103
合計	1,524 (54→84→64)	642	24 (1→1→0)	249 (0→4→7)	313 (4→6→4)	137 (6→4→4)	15 (2→0→0)	99 (5→2→3)	2,361

（資料）2013海外進出企業総覧（東洋経済）

（注）（ ）内は、2010年→2011年→2012年の進出法人数

（ただし、2012年は暫定値）

～ 日本対アジア直接投資残高 ～

業種別		2005年末	2006年末	2007年末	2008年末	2009年末	2010年末	2011年末	2012年末	
									金額	構成比
残高	製造業	73,113	91,800	105,914	99,439	104,885	112,970	127,973	157,648	63.2
	非製造業	30,489	36,221	44,519	44,621	56,937	60,409	71,967	91,750	36.8
	卸売・小売・運輸計	10,430	12,653	17,059	16,991	20,749	21,314	24,401	32,215	12.9
	卸売・小売業	10,105	11,843	15,383	15,428	17,963	19,333	21,634	28,992	11.6
	運輸業	324	810	1,676	1,563	2,786	1,981	2,767	3,223	1.3
	計	103,602	128,021	150,434	144,060	161,822	173,379	199,941	249,399	100.0
フロー	製造業	12,170	16,235	14,549	6,676	10,137	12,505	17,159	17,663	66.0
	非製造業	5,810	3,770	8,278	7,114	9,290	6,530	14,049	9,115	34.0
	卸売・小売・運輸計	784	1,568	2,614	2,045	3,548	2,118	3,618	4,082	15.2
	卸売・小売業	780	1,211	2,061	1,628	2,154	1,861	3,048	3,408	12.7
	運輸業	3	357	554	416	1,394	257	571	674	2.5
	計	17,980	20,005	22,826	23,790	19,427	19,035	31,209	26,778	100.0

(単位:億円、%)

卸売・小売・運輸 国・地域別	2005年末				2012年末			
	卸売・小売業	運輸	卸売・小売・運輸計		卸売・小売業	運輸	卸売・小売・運輸計	
			金額	構成比			金額	構成比
シンガポール	1,500	90	1,591	15.2	8,133	1,556	9,689	30.1
中国	3,423	162	3,585	34.4	8,635	612	9,247	28.7
香港	2,807	23	2,830	27.1	5,075	319	5,394	16.7
台湾	1,048	7	1,055	10.1	2,166	0	2,166	6.7
タイ	454	3	456	4.4	1,775	253	2,028	6.3
韓国	332	46	379	3.6	1,310	121	1,431	4.4
インドネシア	88	5	94	0.9	583	47	630	2.0
マレーシア	158	0	158	1.5	539	72	612	1.9
インド	77	0	77	0.7	299	147	446	1.4
フィリピン	223	0	223	2.1	362	0	362	1.1
ベトナム	-	-	-	-	108	53	161	0.5
アジア	10,105	324	10,430	100.0	28,992	3,223	32,215	100.0

(単位:億円、%)

出典)JETRO通商弘報
(2014年2月)

(3) アジア主要国における外資規制の概要(卸売業)

国名	卸売業に対する外資規制概要	国名	卸売業に対する外資規制概要
タイ	「1店舗当たり最低資本1億バーツ未満の卸売業」が外国人事業法で定める外資規制業種の対象となっている(1店舗当たり最低資本1億バーツ以上は100%出資可能)。ただし、同法では外資出資比率50%未満の企業はタイ企業と定義されるため、50%未満までの出資は可能、1億バーツ未満の場合でも商務省事業発展局の認可取得を条件に50%以上の出資可能。一部業務については、投資奨励法に基づき、タイ投資委員会(BOI)の認可取得を条件に100%出資が可能。	ミャンマー	ミャンマー投資委員会(MIC)による施行細則(MIC通達、2013年1月発表)で、卸売業の外資規制は商業省見解に従うとあるが、これまでのところ、商業分野への外資参入は認められていない。また、輸入については、一部の品目を除き、輸入ライセンスの取得が求められている。
マレーシア	「流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」(MDTCCガイドライン)に基づき、外資出資100%出資が可能(2010年5月以前は、ブミプトラ資本が30%以上出資することが要件となっていたが、同規制は撤廃)。ただし、完成車の輸入販売にはオープン輸入許可書(AP)の取得が求められるが、APは現在、新規発行されていない。	インド	外資100%出資可能。小売業への参入規制があることもあり、世界の大手小売業も卸売業で参入している事例がみられる。
インドネシア	外資出資100%が可能。外資規制を強化する動きもある。	バングラデシュ	外資参入を禁止する明文規定はないが、投資庁においてサービス業への外資出資に対して個別に審査が行われるため、投資庁との調整が必要。
フィリピン	輸出入業は外資出資100%可能。国内販売業は原則として外資出資40%までに制限されているが、払込資本金20万ドル以上の場合には外資100%出資可能。	スリランカ	外資100%までの出資が可能と理解される(支店での参入の場合は、最低資本金20万ドル以上)。ただし、法令解釈に曖昧な部分があり、個別に会社登記局、投資庁(BOI)との協議が必要。
ベトナム	原則として外資出資100%可能。ただし、たばこ、本、新聞、雑誌、ビデオ録画物、貴金属、医薬品、砂糖など一部の品目は外資系企業の取り扱いが認められていない。	パキスタン	外資100%出資が可能。以前は最低15万ドル以上の投資要件が課されていたが、2013年2月に撤廃。
カンボジア	外資100%出資が可能。	中国	「外商投資商業領域管理弁法」(2004年施行)で、卸売業は原則として外資100%出資やフランチャイズ経営が可能。しかし、同法第18条により、同一の外国投資者が30店舗超を設置する場合、かつ一部の取扱品目(食料、植物油、医薬品、たばこ、自動車、原油、農薬など)を取り扱う場合には、外資出資比率49%に制限。
ラオス	「卸売・小売事業に関する商工省決定(No.0977/MOIC.DDT)」(2012年5月18日付)、「ラオスにおける卸売りのための輸入企業設立時の外国人投資家の合併が可能な商品と投資比率についての商工省大臣告示(No.1265/MOIC.SLT)」(2012年6月28日付)に基づき、輸入会社設立を条件に、かつ繊維、衣服、靴製品を取り扱う場合には外国企業は49%まで出資が可能。		

出典)JETRO通商弘報(2014年2月)

(3) アジア主要国における外資規制の概要(小売業)

国名	小売業に対する外資規制概要	国名	小売業に対する外資規制概要
タイ	「最低資本1億バーツ未満、かつ1店舗当たり最低資本2,000万バーツ未満の小売業」「飲食物販売」が外国人事業法で定める外資規制業種の対象となっている(最低資本金1億バーツ以上、1店舗当たり最低資本2,000万バーツ以上の小売業は100%出資可能)。ただし、同法では外資出資比率50%未満の企業はタイ企業と定義されるため、50%未満までの出資は可能であり、1億バーツ未満の場合でも商務省事業発展局の認可取得を条件に50%以上の外資出資可能。	ミャンマー	ミャンマー投資委員会(以下、MIC)による施行細則(MIC通達、2013年1月発表)で、2015年以降、投資額300万ドル以上の自動車、オートバイを除く小売業については、外資出資が可能となると理解される。一方、同細則には、小規模小売業、ミャンマー企業の既存店舗から近接した場所への参入が認められないとも明記されており、案件ごとに投資企業管理局(DICA)に確認することが必要。
マレーシア	「流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」(MDTCCガイドライン)に基づき、売り場面積3,000㎡未満の店舗、コンビニエンスストア、食料品店、雑貨販売店、薬局、ガソリンスタンドなどについては外資出資が禁止。ハイパーマーケット(5,000㎡メートル以上)、スーパーストア(3,000㎡以上5,000㎡未満)については、最低30%のブミプトラ資本の出資が求められる(外資出資比率は70%に制限)。一方、百貨店、専門店は外資100%出資が可能だが、百貨店は2,000万リンギ、専門店は100万リンギの最低資本金が必要。このほか、ハイパーマーケット、スーパーストア、百貨店では店頭陳列スペースの最低30%はブミプトラ資本中小企業の商品・製品を取り扱うことが義務付けられている。	インド	政府の個別認可取得と一定条件を満たすことを条件に、単一ブランドの商品のみを販売する小売業については外資100%までの出資が可能。ただし、51%超の出資には、調達規制(調達額の3割を国内調達、小規模企業からの調達が推奨)が適用。スーパーやコンビニなど複数ブランドの商品を扱う総合小売業は一定条件を満たすことを条件に51%まで出資可能。一定条件とは、最低投資額1億ドル、3年以内にバックエンド・インフラ(ロジスティクス関係、倉庫、製造など)に投資額の50%以上を投資すること、調達額の3割は小規模企業(工場・機械への投資額100万ドル以下の企業)から行うこと、人口100万人(2011年センサス時点)以上の都市を対象(100万人未満の都市は州政府の許可取得要)を義務付けるなど各種の条件を満たすことなどが求められる。なお、マルチブランドの小売業は、各州政府が同外資規制を受け入れるか否かを判断する権限が付与されており、2013年12月現在では、全35州・直轄領中、デリー準州、ハリヤナ州、マハラシュトラ州、アンドラ・プラデシュ州、ラジャスタン州、ウッタラカンド州など計12州が同外資規制の受け入れ。
インドネシア	インドネシア大統領令2010年36号により、営業床面積400㎡以上のミニマーケット、1,200㎡以上のスーパーマーケット、2,000㎡以上の百貨店には外資100%出資が可能(それぞれ同規模以下の外資進出は禁止)。コンビニエンスストアへの外資出資は禁止。外資規制を強化する動きもある。	バングラデシュ	外資参入を禁止する明文規定はないが、投資庁においてサービス業への外資出資に対して個別に審査が行われるため、投資庁との調整が必要。
フィリピン	最低資本金が250万ドル以上の場合には外資100%出資が可能(250万ドル以下の場合には外資出資禁止)。国家経済開発庁(NEDA)が指定する高級品を取り扱う業態では最低資本金が25万ドル以上に緩和。	スリランカ	外資100%出資が可能。ただし、最低資本金100万ドル以上であることが条件(支店の場合には同200万ドル以上)。国内で生産活動を行う企業には、一定量の国内小売りを認める例外措置もある。
ベトナム	2009年1月からは小売・流通業で外資100%の出資が可能となったが、2店舗目以降は許可制となっている。2店舗目以降は、小売店舗数、市場の安定度、地域の規模などの要素を検討するエコノミック・ニーズ・テスト(ENT)に基づき判断される。2013年6月22日に施行された外資企業の商品売買活動のガイドライン(通達08/2013/TT-BCT号)では、ENTの基準が緩和され、500㎡未満の面積で2店舗目以降を出店する場合には、ENTの対象外となる緩和措置が導入されている。	パキスタン	外資100%出資が可能。以前は最低15万ドル以上の投資要件が課されていたが、2013年2月に撤廃。
カンボジア	外資100%出資が可能。大規模な小売業の場合、投資優遇措置の対象ともなる。	中国	「外商投資商業領域管理弁法」(2004年施行)で、小売業は原則として外資100%出資やフランチャイズ経営が可能。しかし、同法第18条により、同一の外国投資者が30店舗超を設置する場合、かつ一部の品目(食料、植物油、医薬品、たばこ、自動車、原油、農薬など)を取り扱う場合には、外資出資比率49%に制限。ガソリンスタンドについては、30店舗超を展開する外資系企業は外資出資比率49%に制限。
ラオス	「卸売・小売事業に関する商工省決定(No.0977/MOIC.DDT)」(2012年5月18日付)に基づき、2012年5月以降、小売業については一切の外資出資が禁止(それまでは外資出資比率は25%までが可能)。		

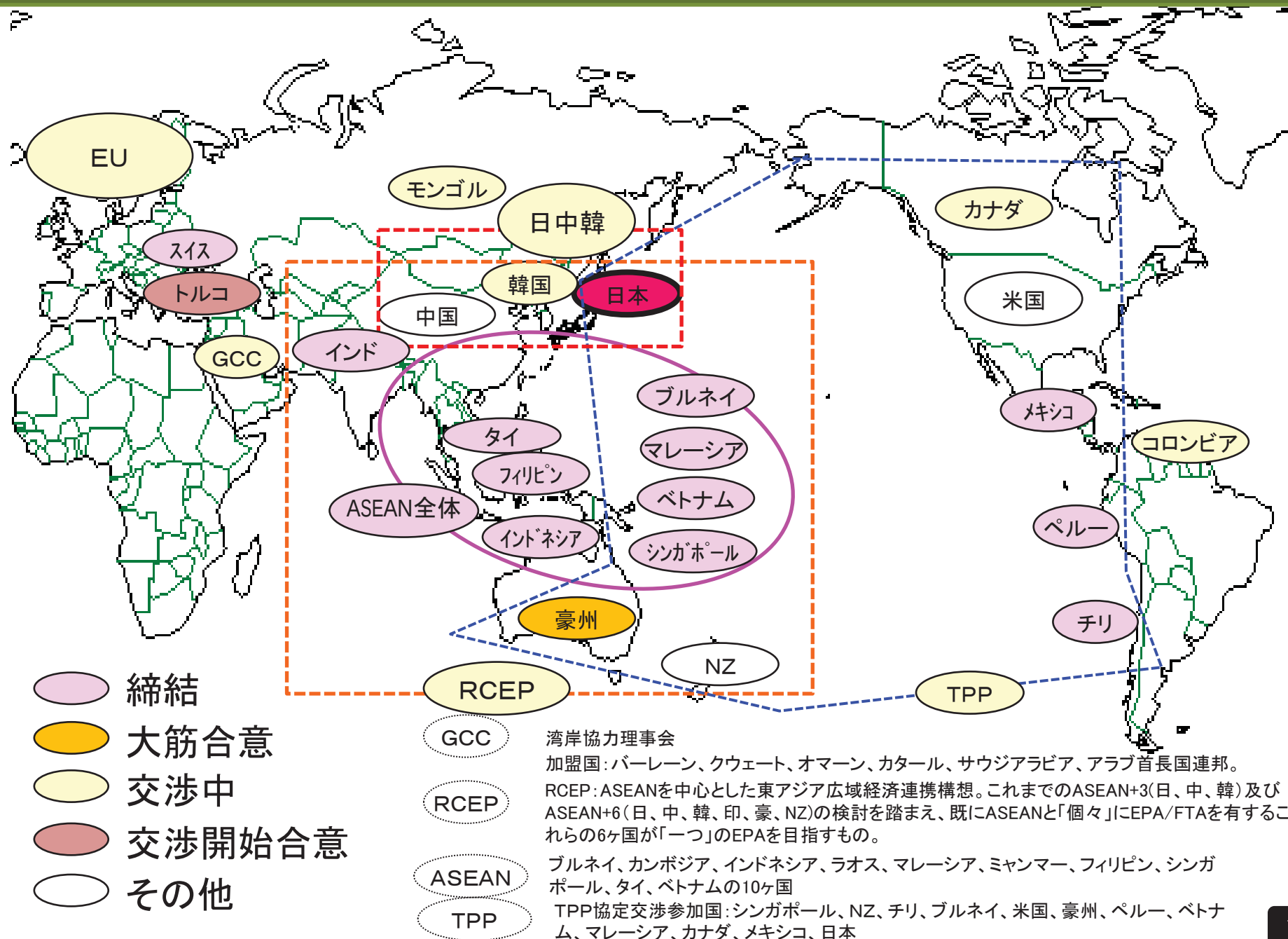
(3) アジア主要国における外資規制の概要(物流業)

国名	物流業に対する外資規制概要	国名	物流業に対する外資規制概要
タイ	「国内陸運・水運・空運」は外国人事業法で定める外資規制業種の対象となっており、外資出資比率50%未満に制限。ただし、同法では外資出資比率50%未満の企業はタイ企業と定義されるため、50%未満までの出資は可能。また、内閣の承認の下、商務相の認可取得により50%以上の外資出資が可能、ただし、全取締役の5分の2以上をタイ人取締役が占めることなどが条件となる。一部業務については、投資奨励法に基づき、タイ投資委員会(BOI)の認可取得を条件に100%出資が可能。	ミャンマー	ミャンマー投資委員会(MIC)による施行細則(MIC通達、2013年1月発表)で、国内空輸、国際空輸、船舶および荷船による貨物輸送業務、内陸コンテナデポの建設を通じた国内港湾業務および倉庫は外資出資80%まで出資が可能。ただし、個別に運輸省などとの事前協議が必要。一部の運輸業では100%出資が認められたケースもある。
マレーシア	陸運については、会社所有の物品の輸送は100%外資出資が可能(最低資本金25万リンギ以上)だが、貨物輸送については、外資出資比率は49%に制限(51%のマレーシア資本のうち、最低30%はブミプトラ資本)、最低資本金規制(25万リンギ)などが課される。海運については、最低30%のブミプトラ資本の出資などが求められる。空運は一定の最低資本金の下100%外資出資が可能。倉庫業は保税倉庫では最低30%のブミプトラ資本の出資が求められる。	インド	運輸業については、商工省の外資規制業種リストに掲載されておらず、100%出資が可能(ただし、郵便物は明示的に規制)。
インドネシア	一般貨物輸送、国内・国際海運業(国際海運の一部上限60%)、フレイトフォワードナー業などの分野では、外資出資比率を49%に制限。外資規制強化の動きもある。	バングラデシュ	外資出資49%まで可能。しかし、2012年4月以降、新規認可が停止された状態。
フィリピン	外資出資100%可能。国内運輸は原則として外資出資40%までに制限されているが、最低資本金20万ドル以上の場合には外資100%出資可能。	スリランカ	貨物運送業、海運代理業への投資は40%まで出資可能。40%超の出資は投資庁(BOI)からの個別認可取得が必要。航空運送業、沿岸海運業についてはBOIおよび所管官庁の認可取得が必要。
ベトナム	陸上貨物輸送サービス(外資出資51%以下)、海上貨物輸送(外資出資49%以下)、通関サービス(外資出資99%まで出資可能)など個別分野毎に詳細に外資出資規制が定められている。倉庫サービスは2014年1月以降、外資100%出資が可能。	パキスタン	外資100%出資が可能。以前は最低15万ドル以上の投資要件が課されていたが、2013年2月に撤廃。
カンボジア	外資100%出資が可能。ただし、公共交通事業省からライセンスを取得することが必要。	中国	道路貨物輸送業、倉庫保管業は原則として外資100%出資が可能。航空、海上貨物サービスは外資49%までに制限。
ラオス	法令で明確に規定されていないが、商工省の内規にて外資出資比率49%以下に制限されているとされる。		

出典)JETRO通商弘報(2014年2月)

3. 国際動向について

(1)EPA(経済連携協定)の状況(その1)



(1)EPA(経済連携協定)の状況(その2)

○我が国は、アジアを中心に13の国や地域とEPAを締結済み。

◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
シンガポール	☆(1月)	★(11月)				△(3月)	▲(9月)					
メキシコ		◆(11月~)	(9月)☆	★(4月)					△(9月)		▲(4月)	
マレーシア			◆(1月~)	(12月)☆	★(7月)							
チリ					◆(2月~)	☆(3月)	★(9月)					
タイ			◆(2月~)		(4月)☆	★(11月)						
インドネシア				◆(7月~)		☆(8月)	★(7月)					
ブルネイ					◆(6月~)	☆(6月)	★(7月)					
ASEAN全体(注1)				◆(4月~)		(4月)☆	★(12月)					
フィリピン			◆(2月~)		☆(9月)		★(12月)					
スイス						◆(5月~)	(2月)☆	★(9月)				
ベトナム						◆(1月~)	☆(12月)	★(10月)				
インド						◆(1月~)			(2月)☆	★(8月)		
ペルー								◆(5月~)		☆(5月)	★(3月)	

(注) ASEAN全体とのEPAは、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピンとの間で発効。

(1)EPA(経済連携協定)の状況(その3)

- 我が国は、アジアを中心に13の国や地域とEPAを締結。
- 2013年から日中韓、日EU、RCEP、TPP等のEPA交渉が開始。
- 豪州とは2014年4月に大筋合意を確認。

締結済の
国・地域

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー

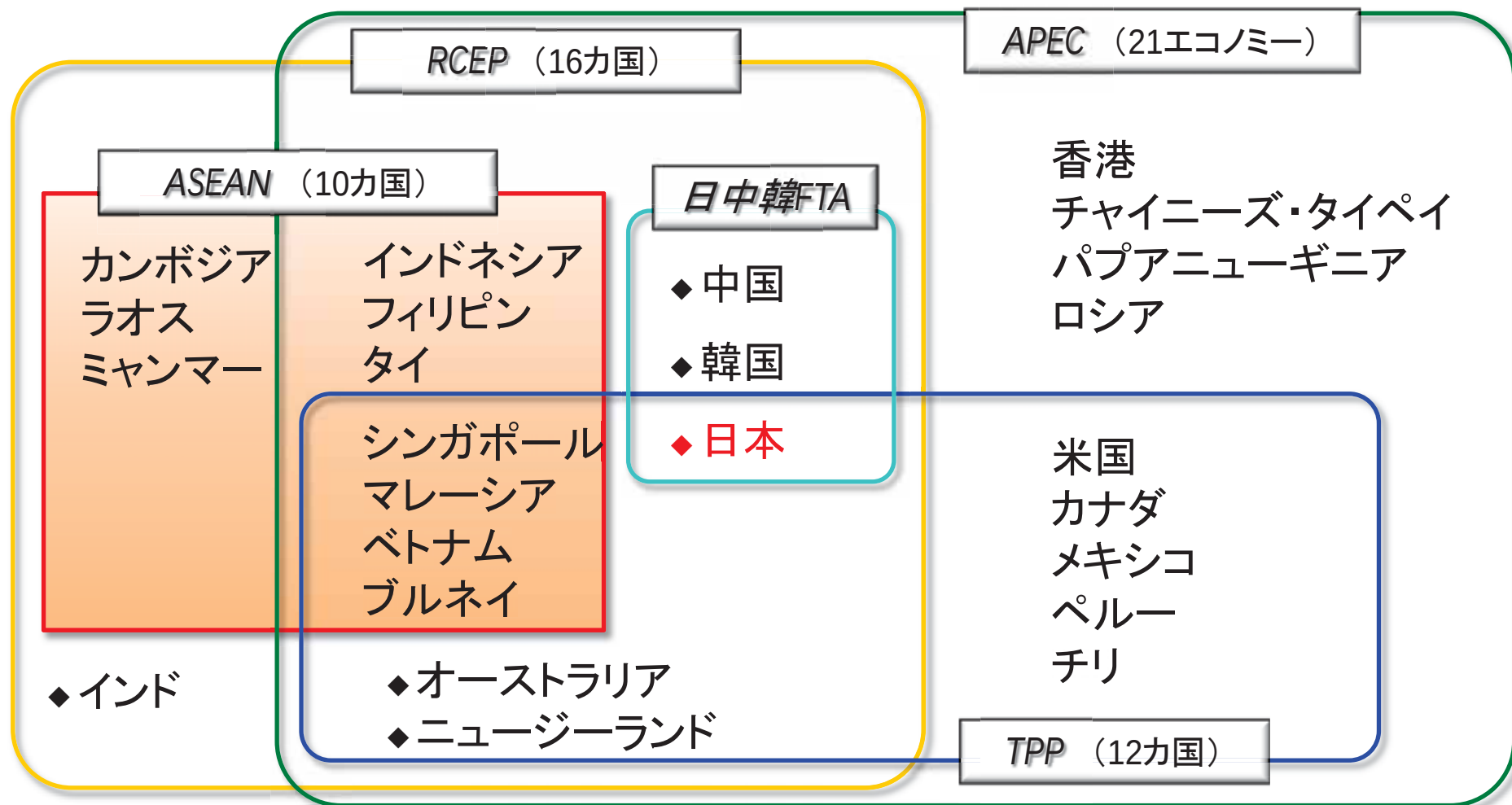
相手国等		協議等の状況	相手国等		協議等の状況
交渉中	豪州	・2007年4月から交渉を16回実施 ・2014年4月に大筋合意を確認	交渉中	TPP ※2	・2013年7月第18回交渉会合から交渉に参加
	モンゴル	・2012年6月から交渉を6回実施		GCC ※3	・2006年9月から交渉を2回実施
	カナダ	・2012年11月から交渉を5回実施		韓国	・2004年11月に交渉中断 ・2008年6月以降、実務レベルの協議を継続。直近は2011年5月9日に開催
	コロンビア	・2012年12月から交渉を4回実施	合意 交渉開始	トルコ	・2012年11月から共同研究を2回実施し、2013年7月に共同研究報告書を公表。2014年1月の日トルコ首脳会談でEPA交渉開始に合意。
	日中韓	・2013年3月から交渉を4回実施			
	EU	・2013年3月に、4月の交渉開始に合意 ・2013年4月から交渉を5回実施			
	RCEP ※1	・2013年5月から交渉を4回実施			

※1 RCEP:ASEANを中心とした東アジア広域経済連携構想。既にASEANと「個々」にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6ヶ国のうち、合意が出来た国による1つのEPA/FTAを目指すもの。

※2 TPP協定交渉参加国:シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本。

※3 GCC(湾岸協力理事会)加盟国:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

～ アジア太平洋地域における広域経済連携の進捗 ～



※ ◆ 印の国は、日・ASEAN、中・ASEAN などいわゆるASEAN+1のEPA/FTAを締結している。

※ RCEP: 東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership)

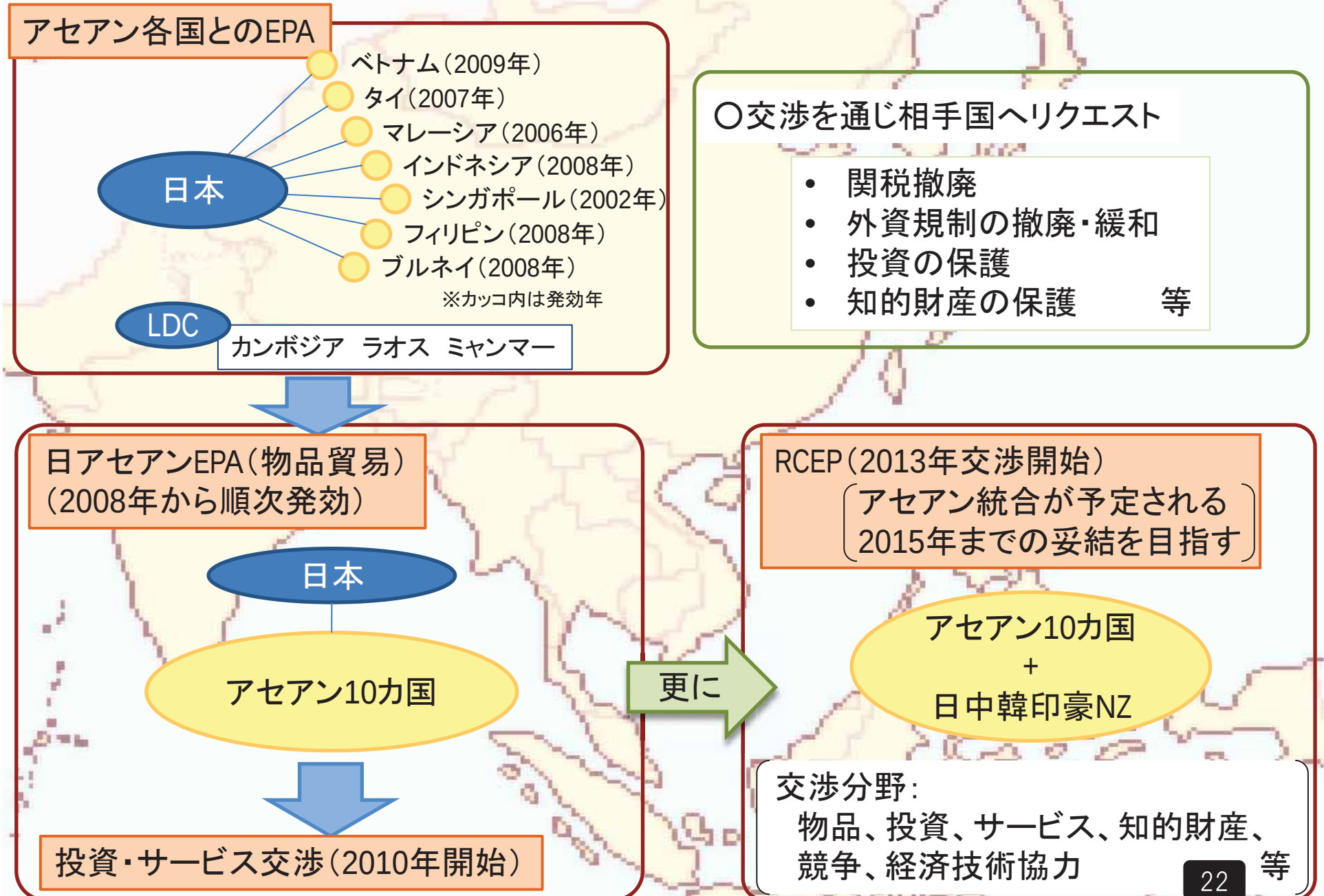
ASEAN: 東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations)

APEC: アジア太平洋経済協力 (Asia Pacific Economic Cooperation)

TPP: 環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership)

FTA: 自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

(2) アセアンとのEPAの取組



(3) TPP交渉の参加国・経緯

2006年 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成る「P4」が発効。

2008年 3月 積み残しの金融サービス及び投資の交渉開始。米国もこの交渉に参加。

同 9月 米国が参加国を拡大して交渉を開始する意図を表明。

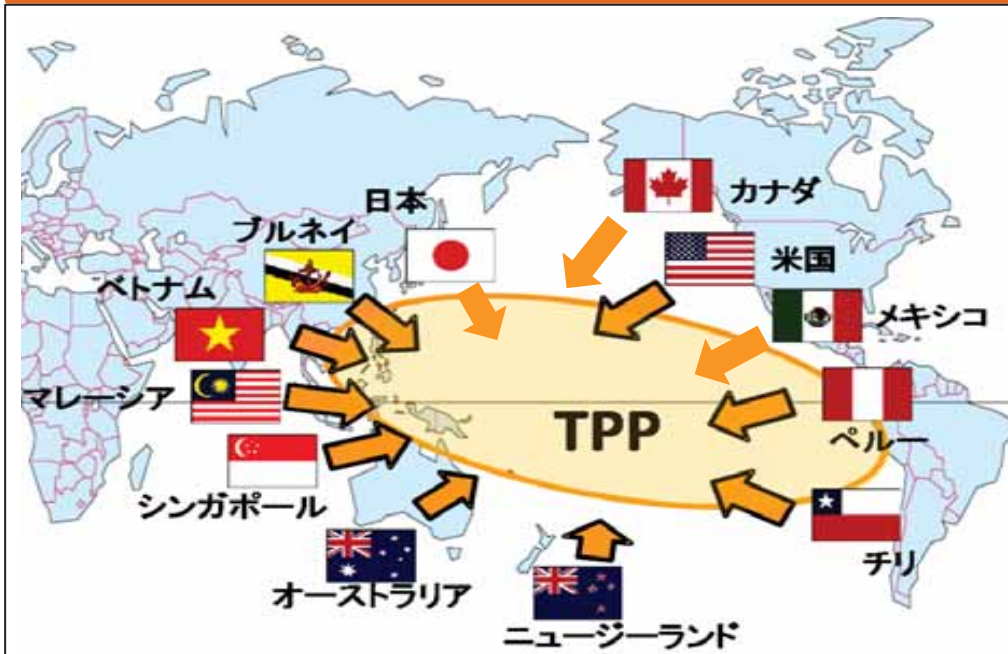
2010年 3月 米、豪、ペルー、越を加え8カ国で交渉開始。

同 10月 マレーシアが交渉参加。計9カ国に。

2011年11月 日本、カナダ、メキシコが交渉参加に向けた協議開始の意向表明。

2012年10月 メキシコ、カナダが交渉参加。計11カ国に。

2013年 7月 日本が交渉参加。計12カ国に。



交渉日程

2010年 3月 第1回会合(於:豪州)
[P4 4カ国に加え、8カ国で交渉開始]

6月 第2回会合(於:米国)

10月 第3回会合(於:ブルネイ)
[マレーシアが新規参加]

12月 第4回会合(於:NZ)

2011年 2月 第5回会合(於:チリ)

2012年 9月 第14回会合(於:米国)

12月 第15回会合(於:NZ)
[カナダ、メキシコが新規参加]

2013年 3月 第16回会合(於:シンガポール)

5月 第17回会合(於:ペルー)

7月 第18回会合(於:マレーシア)
[日本が新規参加]

8月 第19回会合(於:ブルネイ)

10月 TPP首脳・閣僚会合(於:インドネシア)

12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)

2014年 2月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)

～ TPP交渉の作業分野 ～

(1)物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。			(2)原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品(＝締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。	(3)貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	(4)SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(5)TBT(貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
(6)貿易救済(セーフガード等) ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。			(7)政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。	(8)知的財産 知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	(9)競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。 特に、国有企業の民間企業との競争条件に関するルールを定める。	サービス (10)越境サービス 国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
サービス				(14)電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15)投資 内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(16)環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(11)一時的入国 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	(12)金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(13)電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。				
(17)労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(18)制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。		(19)紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	(20)協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(21)分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。 「中小企業」「開発」「規制制度間の整合性」等	

24

(4) 国際機関におけるグローバル・フード・バリューチェーン関連の議論

OECD

- ✓ グローバル・バリュー・チェーン(GVC: 製造業などにおける生産工程が内外に分散していく国際的な分業体制)の実態について、付加価値貿易という形で把握するため、WTOと合同で貿易付加価値貿易データベースを公表。**農業・食品分野を今後拡充。**
- ✓ フードロス削減に向けたプロジェクトも実施中。
← **農林水産省**からも先進的事例を紹介

APEC

- ✓ 昨年、官民が連携したコールド・チェーン整備に向けた取り組みを含むAPEC食料安全保障ロードマップに合意。
- ✓ 本年、「GVCの戦略的推進のためのAPEC戦略的ブループリント」の策定に向け議長国が作業中。想定されているのは主に工業品。
- ✓ 農業・食品についても、関連会合において、我が国(農水省)からGVFCの構築、豪州及びNZ等から小農のGVCへ参加促進の重要性について説明し、プロジェクトを提案。

農林水産省

- ✓ 農林水産省からグローバル・フード・バリューチェーンのコンセプトをインプット中。(関連会合で重要性の説明、プロジェクトの提案を実施。)
- ✓ OECDとAPECをつなぐ取組として、フード・バリューチェーン構築をテーマとし、OECDも招聘して**APEC食料安全保障ワークショップ**を開催。
(日時:6月19日、場所:東京)

4. グローバル・フード・バリューチェーンの 構築について

グローバル・フードバリューチェーン戦略の構築

～ 日本の「強み」を活かした日本の食産業の海外展開と食のインフラ輸出の促進 ～

1. ねらい

- 日本の「強み」を活かしたフード・バリューチェーン(FVC)構築により、今後急速な成長が見込まれる世界の食市場を取り込み、日本の食産業の海外展開と途上国等の経済成長を実現する(“Made BY Japan”の深化)。
- 日本の食産業の海外展開等によるフード・バリューチェーン構築を通じて日本食をはじめとする食のインフラ輸出を促進する。(“All Japan”、“Made WITH Japan”による進出先国との「Win-Win」の関係の構築)。

日本の食産業の「強み」

- ①健康安全・高品質 :品質管理、品種開発、表示・規格等
- ②先進技術 :高い生産性を持つ基礎技術、農業機械、食品加工・製造、コールドチェーン、ICT、省エネ等
- ③先進・利便性 :コンビニ、スーパー、外食等

FVC構築の課題(地域ごとに異なる)

生産・流通・消費体制、投資等の規制・制度、食品の規格・基準、人材、税制、インフラ(道路、港湾、電力等)等

2. グローバル・フード・バリューチェーン戦略(今夏までに策定)

(1) 総合戦略

- ・地域ごとの諸課題に官民連携で対応(官民連携体制の構築と役割分担)
- ・二国間政策対話等の枠組、情報収集、投資等の規制・制度、人材育成、経済協力の戦略的活用、資金調達、インフラ整備等
- ・官民連携による食インフラシステム輸出(加工施設、コールドチェーン、品質管理、ICT等)

(2) 地域別戦略

- ・潜在的成長力の高い地域別の戦略を策定(アセアン、中国、インド、中東、中南米、アフリカ、ロシア・中央アジア)
- ・地域の課題や実情に応じたFVC構築のための戦略

生産

- ・種子、肥料、農薬、資材
- ・農業機械、灌漑、水管理、発電、土壌、ICT、農業保険等



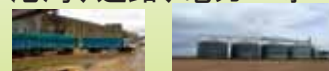
製造・加工

- ・食品製造・加工
- ・品質管理 等



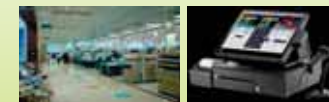
流通

- ・コールドチェーン
- ・集荷・貯蔵・輸送、卸売市場
- ・品質管理
- ・港湾、道路、電力 等



消費

- ・コンビニ、スーパー、外食
- ・品質管理、POS
- ・日本食市場開拓 等



5. フード・バリューチェーン構築の取組事例

(1) アセアン

～ ASEAN連結性の強化 ～

食料安全保障の確保は世界的な重要課題であり、ASEANにおいても食料安全保障の確保に向けた取組を重視

ASEAN議長声明(2013年)

- 域内の食料安全保障確保のため取組を重視することを確認
- 大規模災害等の緊急時に備えるためのASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)制度を評価 (ASEAN+3議長声明においても同様の評価)

食料安全保障問題を巡る国際的議論

APEC首脳宣言(2012年)

- 海洋生態系の持続的管理の実施
- 食料市場インフラを発展させ、食料サプライチェーン全体における収穫後の損失を減少させるコミットメントを確認

G20首脳宣言(2012年)

- 食料安全保障及び一次産品の価格変動への対処の重要性を確認

東アジア首脳会合(2013年)

- 食料安全保障に関する宣言を採択

ASEAN地域における食料安全保障の確保のためには、ASEAN地域全体が連携して取り組むことが必要

食料安全保障のための緊急米備蓄制度、情報システム整備の支援

- ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)
- ASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS)



国を超えた感染症対策等の支援

- 家畜や食品の越境移動に伴う越境性感染症等のリスクへの対応能力を強化
- 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病対策
- 植物検疫技術の向上



ASEAN諸国における共通制度の導入

- 植物品種保護制度の標準化
- SPS(食品安全、動物衛生や植物防疫)関連基準の策定支援



ASEAN地域共通資源の持続的利用に向けた協働の支援

- 東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)を通じた持続的な水産業の発展の支援
- メコン河流域における水資源開発計画の調整支援



国を超えたフードバリューチェーンの構築支援

- 人材育成を通じた農業・食品分野における技術水準の向上と格差の是正
- 官民連携によるコールドチェーン整備



(2)ベトナム ～ 二国間政策対話等の枠組みの構築 ～

ベトナム

平成26年3月17日、林農林水産大臣が訪日中のファット・ベトナム農業・農村開発大臣と会談。両国の農林水産業の発展、食料安全保障の確保のため、**農業分野の更なる連携促進の必要性を確認**。



農林水産省ホームページより



農林水産省ホームページより

翌3月18日、安倍総理及びサン・ベトナム国家主席の立ち会いの下、このことを記した議事録へ署名。

(議事録の主な内容)

- 双方は、ベトナム農林水産業の包括的発展に向けた、人材育成や技術移転を含む協力を促進するため、**日越農業協力対話の早期開催に向けて協力する。**
- 双方は、**ベトナムにおけるフードバリューチェーン構築に官民連携して協力する。**このため、両国の食品産業の発展に向けた**官民意見交換会合を早期にベトナムで開催する。**

インドネシア

平成25年5月、林農林水産大臣がススウォノ・インドネシア農業大臣と会談、我が国食品関連産業の進出円滑化に向けた官民意見交換の場の設置につき意見交換し、**農業も含めた包括的な協力の枠組みについて今後事務レベルで検討を進めることで一致**。

これを受け、平成26年4月、**食品産業バリューチェーン構築を含む二国間協力に関する合意文書に両副大臣間で署名**。



農林水産省ホームページより

(3)ミャンマー ～ 二国間政策対話等の枠組みの構築 ～

ハイレベルの働きかけや「農林水産業協力対話」等を活用し、
我が国の先進的な農業技術による支援や食関連産業の海外展開を支援

○ハイレベルの働きかけ

- 2013.5 安倍総理とテイン・セイン大統領との首脳会談(ミャンマー)
- 2013.5 林農林水産大臣とミン・フライン農業灌漑大臣との会談(東京)
- 2013.9 江藤農林水産副大臣とミン・フライン農業灌漑大臣との会談(ASEAN+3首相会合、マレーシア)
- 2013.10 林農林水産大臣とチョー・サン協同組合大臣との会談(東京)



○ミャンマー官民合同タスクフォースの下、「日ミャンマー農林水産業協力対話」を実施

・ 2013年9月11-12日 ミャンマー首都ネーピードーにて開催

※ミャンマー側出席者： **ミン農業灌漑大臣、ウィン商業大臣、副大臣等**

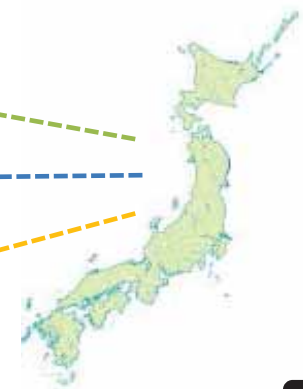
日本側出席者： **農林水産省、JICA、JETRO、ヤンゴン日本人商工会議所等**

○ミャンマーの生産・加工・流通に至る**フードバリューチェーン構築**には、**ODAと民間投資の連携を通じた協力が重要である**と一致。

○ミャンマーは、本年のASEAN議長国であり ASEAN+3農相会合(9月)、東アジア首脳会合(11月)を開催予定。



- ① 植物遺伝資源の保全協力
新品種の保護制度の確立
種苗産業の進出
- ② ほ場整備の技術基準の導入
日本の農業機械メーカーの進出
- ③ 食品産業を担う人材育成支援
食品関連産業の進出
- ④ <バリューチェーン全体を視野においた取組>
越境性感染症防疫(口蹄疫)の技術協力



(4)インド ～ 民間企業活動と経済協力によるFVC構築 ～

○途上国では、農業の生産性の低さに加え、加工・流通(貯蔵を含む)の整備の遅れにより多くのフードロスが発生。

○フードロスの低減のためには、生産・貯蔵・加工・流通の各段階の連携を強化したフードバリューチェーンの構築が課題。先進的な技術を有する我が国の農業・食品関連企業の海外展開と連携し、フードバリューチェーンの構築の動きを支援。

インドにおけるフードバリューチェーンの構築支援

インドの農村・食品産業の現状と課題

- 総人口の約7割が農村部に居住、その約7割が農業に従事。人口が急増する印の食料安定供給は、世界の食料安全保障にとって重要。
- インド経済の急成長に伴い、都市と農村の格差是正、食生活の高度化に対応した高付加価値な農業・食品加工業の展開が重要。
- 農産物の10～25%が収穫後に廃棄されていると推定されており、加工・流通分野の改善が必要。

今後の取組の方向性

- 生産から流通・加工、消費に至るまでのフードバリューチェーンの構築を、経済協力と我が国民間企業活動との連携、州政府等の印側関係機関との連携により推進。
- 前提となる電力、道路等の基盤インフラの整備に加え、灌漑等の農業インフラの整備を推進。



地域を特定し 官民連携を強化

主要なコメ産地での今後の取組み

オディッサ州政府 など

灌漑関係の経協事業

レンガリ灌漑事業など

印政府(州政府)の
施策

官民連携を
推進

連携が想定される業種

- | | |
|-------|---------------|
| 生産関連 | 種苗、農機、農業保険 など |
| 流通・加工 | 穀物加工機器 など |
| 消費段階 | 食品小売 など |

主要な野菜産地での今後の取組み

ジャルカンド州政府 など

園芸関係の経協事業

ジャルカンド州点滴灌漑導入による園芸栽培促進事業など

印政府(州政府)の
施策

官民連携を
推進

連携が想定される業種

- | | |
|-------|--------------|
| 生産関連 | 種苗、農業保険 など |
| 流通・加工 | 低温物流、野菜加工 など |
| 消費段階 | 食品小売 など |



(5) アフリカ ～ アフリカ開発会議(TICAD)との連携によるFVC概要 ～

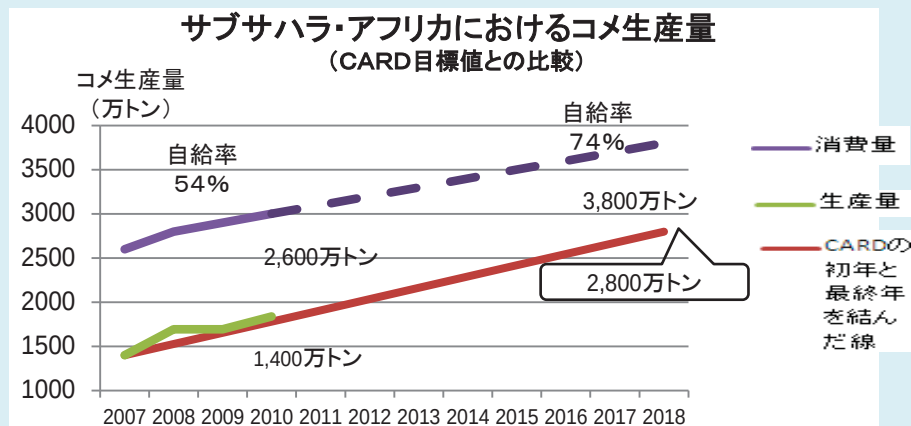
- 平成25年、横浜で開催されたアフリカ開発会議(TICAD V)では、主要な柱の一つに「農民の強化」が位置付けられ、農業、食料安全保障の確保等について、議論。
- その中でも、農民(特に小農や女性)を中心とした食料生産増大・生産性向上、自給自足からビジネス指向の農業への転換等が重要と認識。
- このため、コメ生産の拡大、小農にも裨益する農業開発、民間企業と連携したフード・バリューチェーン構築等の取組を展開。

(具体例①) アフリカにおけるコメ生産の拡大

- アフリカにおいて、コメの需要が増加。我が国の持つ稲作技術の普及等によりアフリカの食料生産増大・生産性の向上に貢献。
- 「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」によりサブサハラ・アフリカにおけるコメ生産倍増を推進。

1,400万トン(2008年) → 2,800万トン(10年後)

- 農林水産省は、JICA等と連携し灌漑開発、研究開発(ネリカ米)、人材育成等を総合的に展開。



(注) 将来の消費量は農水省推定値

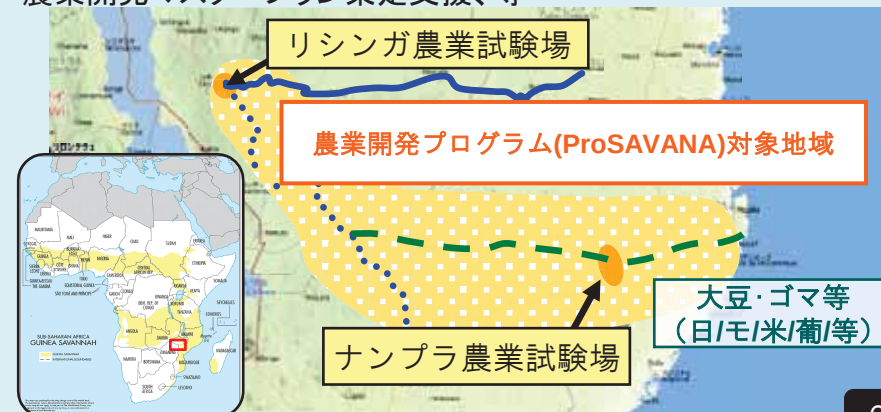
(具体例②) モザンビーク「ナカラ回廊総合開発」

関係者が裨益する農業開発プログラム(ProSAVANA)

- 日本とブラジル(伯)は、日伯セラード農業開発協力事業の知見等を活用し、農業生産増大のポテンシャルが高いモザンビーク北部のナカラ回廊地域を開発するために、日本(JICA)、伯、モザンビークによる三角協力を実施。
- 責任ある農業投資原則に基づき、すべての関係者が裨益する農業開発を進めていく。

〈現在進行している協力〉

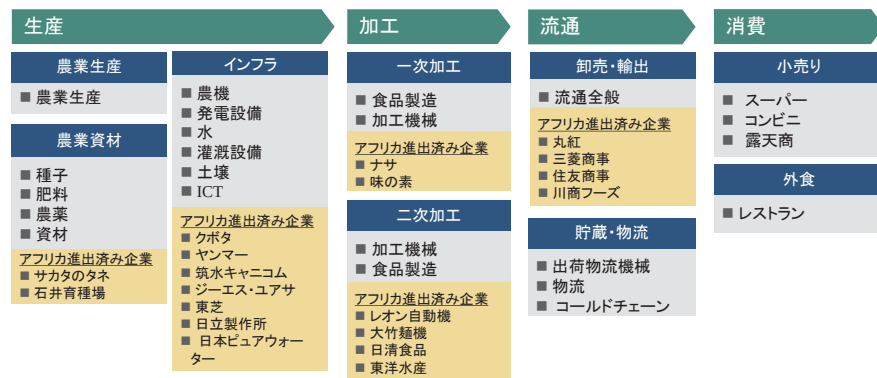
- ・農業開発研究・技術移転能力向上プロジェクト
- ・農業開発マスタープラン策定支援、等



アフリカ(コートジボワール等) ～農業投資促進のための調査の実施～

平成25年度日本食・食産業の海外市場の新規開拓支援検討調査事業(平成25年度補正予算)

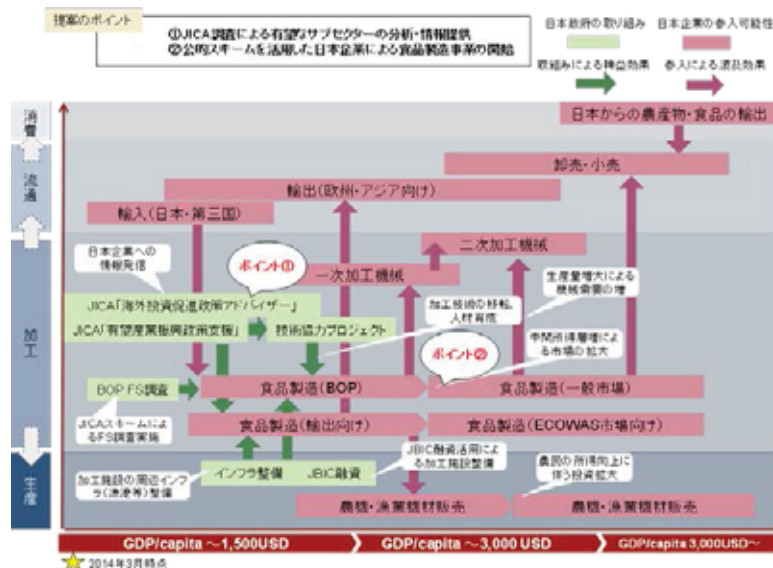
潜在的成長力の高いアフリカ市場をターゲットとして、我が国農林水産物・食品の需要喚起を進め、日本企業の進出を支援するための調査を実施



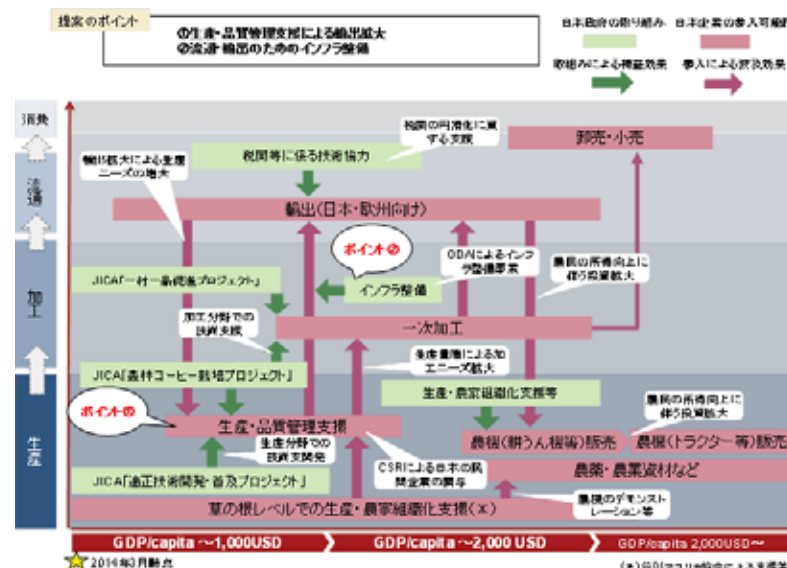
農業バリューチェーンに関連する業種とアフリカ進出を行った日本企業



コートジボワールの官民農業投資ゾーニング状況



食品加工分野への支援によるフードバリューチェーンの構築



花卉・コーヒー等の生産・輸出分野への支援による
フードバリューチェーンの構築

(6) 地方自治体による取組事例

- 北海道とロシア極東地方政府との間で食品インフラ構築に向けた官民連携による取組が継続。特に、サハリン州ユジノサハリンスク市と旭川市等との間での食品インフラの拠点となる「農業パーク」建設計画が進展中。
- 新潟県は、県産米の輸出を支援。(株)クボタグループ企業による香港・モンゴルへの玄米輸出、現地の日本式精米工場での精米、高品質な米の流通販売を行う取組に注目。

北海道の食品インフラ整備への支援

北海道(投資環境整備)

○ 北海道は、ロシア極東地域(サハリン州、ハバロフスク地方、沿海地方)と22年5期に及ぶ「経済協力発展プログラム」を継続、またサハリン州とは個別に、2000年以降「友好・経済交流促進プラン」を策定。農林水産分野を含む投資環境の整備と物流・人的交流の強化に官民連携で取り組んでいる。

【旭川市・稚内市・(株)キョクイチとユジノ市の間の合意の枠組み】

旭川市、稚内市、(株)キョクイチ(食品インフラ整備)

○ 2013年9月、ユジノサハリンスク市との間で、市場、加工工場、コールドチェーン設備を有する「農業パーク」建設への協力を合意。

農業パーク構想:ユジノ市に4.3ha

【卸売市場】
=(株)キョクイチが経営指導

【加工工場】

【保税地域】
○税関
○冷蔵・冷凍設備

新潟県等の米輸出インフラ整備への支援

新潟県、新潟市、長岡市、(株)クボタグループ

- 新潟県等は米の輸出拡大に向け農家への輸出米生産奨励や(株)クボタグループ企業の現地合弁企業職員の研修を支援。
- (株)クボタグループは、2011年より、「玄米輸出、現地精米」方式を推進。食品インフラとして現地に精米プラント・倉庫等を整備。

【自治体による取組への支援】

- ・新潟県:現地合弁企業職員の研修等に対する支援
- ・長岡市:米の輸出拡大に向けた農家への輸出米生産奨励
- ・新潟市:モンゴル・ウランバートルでの販売促進イベントを企画



輸出量:69t(2011)→383t(2013)

(参考) グローバル・フード・バリューチェーン構築に関わる 資料・調査報告等について

農林水産省ホームページには
以下の様な資料・調査報告書等が掲載されておりますので、ご覧下さい。

海外農業投資に関する情報

(1) 海外農業投資をめぐる状況について

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/toushi/index.html>

(2) ウクライナにおける農業投資関連情報の調査・分析

(平成22年度調査結果)

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/toushi/chosa_bunseki.html

(3) パラグアイ・ウルグアイにおける農業投資関連情報の調査・分析

(平成23年度調査結果)

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/toushi/toushi.html>

(4) ブラジル・アルゼンチンにおける農業投資関連情報の調査・分析

(平成24年度調査結果)

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/toushi/pdf.html>

各地域での取組事例

(1) ミャンマーに対する農林水産分野の協力について

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/myanmar.html>

(2) アフリカにおける農業投資拡大のための検討調査

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/itaku/itaku.html>

(3) 農林水産分野の国際協力について

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/nousui_bunya/index.html

(4) 東アジア食品産業海外展開支援事業調査報告書

(海外展開支援)

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kaigai/h23_houkoku.html

主要国の農業情報調査分析報告書

(1) 海外農業情報

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/index.html

(2) 平成24年度調査成果

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h24.html

(3) 平成23年度調査成果

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h23/index.html

(4) 農林水産政策研究所プロジェクト研究資料(カントリーレポート等)

<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/index.html>